

## 臨時採用教職員及び非常勤教職員皆さん 労働条件で分からないことや疑問に思うことはありませんか？



臨時採用や非常勤の教職員の皆さんの中には、初めて学校現場で働く人も、これまでも同様の立場で働いてきた人もいらっしゃるでしょう。自分がどのような労働条件で雇用されているかは説明を受けられたでしょうか？

私たち高教組(長崎県高等学校教職員組合)は、県教委に対して、学校の教職員は臨時採用

や非常勤ではなく正規採用で雇用するよう求めています。実際に臨時採用や非常勤として働いておられる皆さんの労働条件の改善についてもとりくんできました。

その中で改善が実現してきた点も含めて、臨時採用や非常勤の教職員の皆さんの労働条件の概要についてお知らせしたいと思います。

### 臨時採用の方(欠員補充、育休・病休代替など)

- 賃金…教育職の場合、教育職1級の賃金になります。金額(号給)は大卒後の経験で異なります。※正規採用の教諭・養護教諭は2級。毎月の手当は正規採用の場合と同じです。※欠員補充の場合、2009年度までは4月分の住居手当と通勤手当は支給されませんでした。長年の交渉の結果、支給されるようになりました。
- 有給休暇…休暇は正規採用の場合と同じです。年休の日数は、12月までに15日とれます。1日単位でも1時間単位でもとれます。※年休は届けを出すだけで理由は不問です。
- 社会保障…全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)・厚生年金になります。



### 非常勤講師(時間講師)の方

- 賃金…「報酬」として1時間当たり2,800円が支給されます。授業だけでなく補講や教科会議など、学校が必要と認めた仕事については支給されます。手当は「通勤費用」だけで、勤務日数にかかる費用が支給されます。
- 有給休暇…年休は年間の勤務予定日数によって取れる日数が違います(217日以上…10日、169～216日…9日等)。2校以上勤務する場合は、勤務予定日数を合算して計算します。1日または1時間単位で取れます。1日分が何時間になるかは、1週間の勤務時間を勤務日数で割った時間(端数切り上げ)で算出。→週2日で合計5時間なら3時間忌引休暇(父母7日など)  
夏季休暇 週5日勤務の方は2日  
週3～4日勤務の方は1日  
インフルエンザによる病気休暇 1日  
※有給休暇は授業などをしなくても「報酬」が支給されます。
- 社会保障…国民健康保険・国民年金になります。

### 非常勤現業職員の方

- 手当  
「通勤費用」が一般職の通勤手当に準じて支給されます。
- 任期・勤務時間  
・雇用期間は1年以内ですが、4回まで更新が可能です。※2010年度までは、更新可能な回数は2回でしたが、交渉の結果、4回に拡大しました。  
・勤務時間は週29時間で、割り振りは校長が定めます。
- 有給休暇  
・年休は年度単位で、1年目10日、2年目11日、3年目12日あり、残った年休は翌年度に繰り越されます。時間単位でとることができ、1日当たりの勤務時間数をもって1日とします。  
・忌引休暇(父母7日など)  
・夏季休暇  
週5日勤務の方は2日  
週3～4日勤務の方は1日  
・病気休暇(インフルエンザ) 1日
- 社会保障  
協会けんぽと厚生年金になります。

※非常勤講師や非常勤現業職員には、2009年度まで夏季休暇がなく、13年度まで有給の病休がありませんでしたが、交渉の結果、上記まで拡大しました。